

めぐりあいつア—in松島♡

当市とも深い関わりのある宮城県松島町で、交流の輪を広げよう！
かき祭りへの参加や、夫婦町の縁を学びながら冬を満喫しちゃうバスツアー！

期間 2月5日(土)、6日(日)

定員 男女各10名

対象 県内に在住・在勤する25歳から40歳の
独身男女

参加費 5,000円(宿泊代)

応募方法 市ホームページから取り寄せ、または各庁舎の市民サービスセンターに備え付けの申込用紙で、募集窓口宛に郵送またはメールで応募ください。

応募期限 1月21日(金)

応募・問合せ先 アメニティ倶楽部 佐々木

☎090-8920-4805

E-mail:naopon@e-mail.jp

スケジュール

1日目 2月5日(土)

6時15分 スマイル前出発

6時30分 象潟庁舎前出発

11時30分 松島到着

11時45分 かき祭り参加(炉辺焼き体験)

13時30分 瑞巖寺、円通院見学

荘厳な雰囲気味わえる観光名所。松島町の文化財に指定されています。円通院は縁結びのスポットとしても有名。

17時30分 夕食及び懇親会

2日目 2月6日(日)

9時00分 松島散策

遊覧船体験、水族館見学など

12時00分 昼食

13時30分 松島出発

18時30分 象潟庁舎前到着

18時45分 スマイル前到着、解散



平成23・24年度

入札参加資格審査申請書 受付について

市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・役務提供に係る入札参加資格願について、要項・様式を市のホームページに掲載しましたのでご活用ください。

なお、市ホームページをご覧になれない場合は、下記まで問い合わせください。

受付期間

平成23年1月17日(月)

～2月28日(月)

問合せ先 財政課財産管理班 ☎43-7509

http://www.city.nikaho.akita.jp

事業主の皆さん

償却資産申告書の提出が必要です

償却資産とは、工場や商店などを経営している人(農業・漁業を含む)がその事業のために使用する、機械・備品などの資産をいいます。これを所有する方は、市区町村へ申告しなければなりません。平成23年1月1日現在で所有する償却資産を申告書に記載し、1月末日までに提出することになります。

※所得税の確定申告などでの減価償却資産とは、別に申告するものですのでご注意ください。

申告期限は1月31日(月)

償却資産申告書の提出は、税務課、仁賀保・金浦各市民サービスセンターへ

問合せ先 税務課資産税班 ☎43-7505

1月の市長面会日のお知らせ

～「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」
のため、意見や提案などをお話してください～

市では、市民と市長が直接面会し、意見・提言を幅広く市政に反映させ、より一層開かれた市政と市民参画による協働のまちづくりを進めていくため「市長面会日」を実施しています。

面会を希望する方(団体の場合は、代表5名まで)は、1月11日(火)まで、氏名、連絡先、面会内容などを申し込みください。

面会日 1月18日(火) 10:00～

(面会時間は一組30分程度)

会場 仁賀保・金浦・象潟の希望する庁舎

申込・問合せ先 企画情報課 広報広聴班

☎43-7510

◆図書館こびあ冬休み映画会◆

◎上映映画『くるみ割り人形』

日時 1月9日(日)

①午前10時30分～ ②午後1時30分～

会場 図書館こびあ1階ハイビジョンルーム

入場料 無料(どなたでも自由にご覧になれます)

問合せ先 図書館こびあ ☎32-4100

納期限

のお知らせ

12月27日は国民健康保険税(普通徴収)第6期、28日は固定資産税第3期の納期限でした。

また、1月4日は後期高齢者医療保険料(普通徴収)第6期の納期限です。お忘れがないよう納付してください。納付が遅れますと、督促手数料や延滞金が発生します。

問合せ先 税務課納税班 ☎43-7505



平成23年分農業用軽油の 免税証申請受付および交付

◆象潟地域	◎申請受付	日時	会場
◎申請受付	1月31日(月)	午前10時～11時30分 午後1時～3時	象潟公民館
◆仁賀保・金浦地域	◎免税証交付(全地域が対象になります)	3月8日(火)	仁賀保公民館
◎申請受付	2月1日(火)	午後1時～3時	象潟公民館

◎申請の際準備するもの

申請書類一式(県税課備え付け)、免税軽油使用者証(新規申請者は除く)、印鑑(共同申請の場合は全員のもの)、*耕作証明書、軽油の納品書(前回購入分)、免税軽油の引き取り等に係る報告書、機械の購入証明書(新規申請者または機械を変更した方のみ)、秋田県証紙400円分(新規申請者および使用者証の有効期限が切れる方のみ)、誓約書(新規申請者および使用者証の有効期限が切れる方のみ)

※農業用軽油免税証の申請に使用する耕作証明書の申請および発行は、農業委員会事務局、またはお住まいの地域の各庁舎市民サービスセンターで申請・受領できます。

耕作証明書については、農業委員会事務局(☎38-4308)に問い合わせください。

問合せ先 由利地域振興局 県税課
☎23-4105